

令和 7 年 9 月 1 0 日 開 会

令和 7 年 9 月 1 9 日 閉 会

令 和 7 年

第 3 回 定 例 会 会 議 録

小 豆 島 町 議 会

令和7年第3回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第83号

令和7年第3回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年9月3日

小豆島町長 大江 正彦

記

- 期 日 令和7年9月10日（水）
- 場 所 小豆島町議会議場

開 会 令和7年9月10日（水曜日）午前9時31分

閉 会 令和7年9月19日（金曜日）午後1時50分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席○欠席×

議席 番号	氏 名	9 月 10 日	9 月 19 日
1	大 下 淳	○	○
2	高 尾 豊 弘	○	○
3	河 井 修	○	○
4	川 井 茂	○	○
5	羽 田 満	○	○
6	塩 田 洋 介	○	○
7	高 橋 淳	○	○
8	中 川 光 秋	○	○
9	三 木 卓	○	○
10	中 松 和 彦	○	○
11	藤 本 傳 夫	○	○
12	安 井 信 之	○	○
13	鍋 谷 真 由 美	○	○
14	谷 康 男	○	○

地方自治法第121条の規定による出席者

名 職	氏 名	第1日	第2日
町 長	大 江 正 彦	○	○
副 町 長	谷 本 静 香	○	○
教 育 長	坂 東 民 哉	○	○
参 事 兼 総 務 課 長	古 郷 勉	○	○
参 事 兼 企 画 財 政 課 長	川 宿 田 光 憲	○	○
参 事 兼 建 設 課 長	三 木 宜 紀	○	○
税 務 課 長	長 町 耕 作	○	○
住 民 生 活 課 長	森 稔	○	○
健康づくり福祉課長	中 島 有 紀	○	○
高 齢 者 福 祉 課 長	古 郷 信 子	○	○
商 工 観 光 課 長	相 原 隆 幸	○	○
農 林 水 産 課 長	中 川 啓	○	○
オ リ ー プ 課 長	鎌 田 省 吾	○	○
住 ま い 政 策 課 長	真 砂 智 規	○	○
会 計 管 理 者	藤 本 裕 美 子	○	○
介 護 保 険 施 設 事 務 長	出 水 安 則	○	○
こ だ も 教 育 課 長	小 野 努	○	○
生 涯 学 習 課 長	森 貞 二	○	○
教 育 施 設 課 長	守 山 和 利	○	○
総 務 課 課 長 補 佐	弓 木 和 幸	○	○

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 平 野 明 子
書 記 森 上 有 里 子

議事日程

別 紙 の と お り

令和7年第3回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

令和7年9月10日（水）午前9時31分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 一般質問 5名
- 第4 議案第68号 令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）（町長提出）
- 第5 議案第69号 令和7年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（町長提出）
- 第6 議案第70号 令和6年度小豆島町歳入歳出決算認定について（町長提出）
- 第7 議案第71号 小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第8 議案第72号 小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第9 議案第73号 馬木バイパス管路布設工事（1工区）に係る工事請負契約について（町長提出）
- 第10 議案第74号 小豆島町辺地総合整備計画の変更について（町長提出）
- 第11 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（町長提出）

令和7年第3回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

令和7年9月19日（金）午後1時32分開議

- 第1 議案第70号に対する決算特別委員会審査報告について
- 第2 議案第75号 小豆島町内海地区統合小学校建設工事（電気設備工事）
に係る工事請負契約について（町長提出）
- 第3 議案第76号 調停の成立について（町長提出）
- 第4 議員派遣の件について
- 第5 閉会中の継続調査の申し出について（各常任委員会委員長提出）
- 第6 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会委員長提出）
- 第7 閉会中の継続調査の申し出について（各特別委員会委員長提出）

令和7年9月10日開会

令和7年9月19日閉会

令和7年

第3回定例会会議録

(1日目)

小豆島町議会

開会 午前9時29分

○議長（谷 康男君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切り替えてください。

なお、10月末までの間、クールビズを実施することとし、ネクタイ、上着の着用は自由といたします。

傍聴者の方に申し上げます。

傍聴席では私語を慎み、また許可なく録音、撮影はできませんので、ご協力をお願いいたします。

本日は、何かとご多忙のところご参集をくださいましてありがとうございます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る9月3日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（大江正彦君） おはようございます。

本日、令和7年第3回小豆島町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本定例会では、補正予算の審議2件、令和6年度の各会計決算認定のほか、条例案件2件、契約案件1件、その他案件2件をご提案させていただくこととしております。

議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決を賜りますようお願いいたしまして、誠に簡単ではございますが、今期定例会に当たってのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、本日の第3回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時31分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項がありますが、6月4日以降9月2日までの主要事項に関する報告、監査委員からの例月出納検査の結果報告3件、町長からの専決事項の報告1件、並びに令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告1件についてはお手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷 康男君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第125条の規定により、1番大下淳議員、2番高尾豊弘議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表のとおり、本会議は本日と19日とし、会期は本日から19日までの10日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日から19日までの10日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 一般質問

○議長（谷 康男君） 次、日程第3、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。

なお、一般質問の時間を守っていただくために、10分前及び5分前に事務局長が札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

お断り申し上げます。

議会広報作成のため、事務局職員が一般質問の間、質問議員の写真撮影を行いますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。12番安井信之議員。

○12番（安井信之君） 私は、2つのことについて、教育長、町長のお考えを伺いたいと思います。

まず1点目、利用者思いの奨学金制度の見直しへということで、奨学金制度の見直しを検討していると聞きました。町単独事業から日本学生支援機構に移行しようということだったと思います。事の起こりは奨学金の滞納が原因とのことでしたが、また移住者も対象として考えていくとのことでした。自治体の制度から国の制度に移行することは、利用者に対してきめ細やかな対応が取れないと考えます。拙速に対応していくのではなく、いろいろな事例を検証していくべきだと考えますが、見解をお願いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 安井議員から、奨学金の見直しについてご質問をいただきました。

現在の小豆島町の奨学金制度は、こども教育課所管の小豆島町奨学資金と健康づくり福祉課所管の小豆島町保健医療福祉関係職修学資金の2つがあります。目的、対象者、免除要件等、多少の違いはありますが、無利子での貸付けであること、卒業後、一定期間の居住と就業を条件とした返還免除制度など、修学への経済的支援だけでなく、町内の人材確保のためのUターンも狙った特色のある貸付制度となっています。

小豆島町奨学資金については、利用者が過去5年間の平均で中学校卒業者の約33%、町内に戻ってきて就業されている方は貸付けを受けた方の約20%であり、利用者はやや減少傾向にあります。

本制度の返還金額は、返還期間が貸付期間の2倍に相当する期間であるため、月額2万5千円となっており、日本学生支援機構の返還金よりも高く、また返還方法も町の指定する金融機関の窓口で納付書によるなど、利用者にとってもご不便をおかけしている面があります。

滞納者への対応につきましては、文書による督促、電話対応等しておりますが、年々滞納額が増加しており、無利子であることからか、他の債務を優先し、町への返還が後回しにされる事案もあるのではないかと考えています。

現制度は平成24年度に大幅改正した制度であり、その後、見直しを重ねて制度の拡充を図ってまいりましたが、保健医療福祉関係職修学資金とともに、奨学金制度の基本部分からの見直しを行いたいと考えております。

今回の見直しでは、まず2つの制度を一本化し、町からの貸付けではなく、日本学生支援機構の奨学金利用者を対象に、返還額に対する補助を行う予定です。大学を卒業後、小豆島町に住所を有し、郡内の事業所で就業した場合は、先に日本学生支援機構への返還を行い、その返金額に補助をするという制度を考えております。

補助の要件としては、申請時点で住民登録があり、申請日の前年1年間、住民登録がある場合に、申請日の前の1年間に返還した金額に対して、10年間を上限に補助を行うというものです。対象としては、町内出身者だけでなく、移住者の方も対象に考えておりますが、移住後すぐに補助を受けられるものではなく、同じく申請時点で住民登録があり、申請日の前年1年間、住民登録があることを要件に考えております。

日本学生支援機構の奨学金制度については広く知られており、小豆島中央高校では進学

者のおよそ7割から8割が利用していると聞いております。また、貸付金額を選択できること、借りた金額によって違いますが、町よりも返還月額が低く抑えられていること、返還は指定口座からの引き落としであること、ネットでの手続が進んでいることを考えても、利用者にとっても利用しやすい制度となっております。最近では、日本学生支援機構の奨学金を受けていた従業員の返還を支援している企業も増えてきておりますので、こういった視点からも有効な見直しだと考えております。

日本学生支援機構は、貸付け、返還、滞納整理についてノウハウを持った奨学金制度の専門機関となりますので、日本学生支援機構のほうが利用者にとってもメリットがありますし、町としては滞納のリスクがなくなります。今後、現在の奨学金貸付制度において一部は残すべき部分がありますので、制度の全体概要がお示しできる段階で議員の皆様にも再度ご説明させていただき、ご意見を伺った上で見直しを実施したいと考えております。

利用者の皆様にとって、免除期間が5年から10年になるなど、デメリットもございますが、免除制度の目的である町内の人材確保のための視点からの見直しであり、学生支援機構の利用のしやすさや、貸付金の種類などを選択できること、移住者も利用できることなど、メリットが大きい見直しだと考えております。これから奨学金を借りる方への十分な周知や、日本学生支援機構の申込みの時期を考慮し、実施は令和9年度からと考えております。

また、現在発生している滞納についても、引き続き文書による督促、催告、電話連絡や面談等により滞納者の現状を把握し、誓約を守らない場合は収納対策室への債権回収事務を移管するなど、収納対策室とも連携し、回収に努めてまいりますので、ご理解をいただくようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 今回の改正で、言うたら5年こちらのほうで就業しよったら免除になるいうんが10年間というふうな形になってきて、利用者の選択的な部分で不具合があるのかなと思っております。

それと、国の奨学金制度は、無利子で借りられる人は少数であると考えております。大部分の方は有利子の分というふうな形になってくると思いますので、その辺をどういうふうに考えていくのかというふうな、今までは町の奨学金制度自体は無利子というふうな形の制度でしたから、その辺がどうなってくるのかなと。

それと、日本学生支援機構の奨学金自体は、成績がちょっと悪くなると打ち切られるというふうな事態も発生するというふうに聞いております。それを考えると、今までの、言

うたら子供たちを応援するというふうな部分から、途中ではしごを外されるような格好になりますので、その辺はどういうふうに考えていこうとしているのかお伺いしたいなと思います。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 5年が10年になるということは、確かに利用者の方にとってはデメリットになると思います。ただ、本来が小豆島町に帰っていただいて郡内の事業所で就業すると、島内の人材確保という側面がございますので、できれば5年を10年にとしたいと。実際5年、6年経過して、その後また出ていくという事例もありますので、これについては10年間ということでご理解をいただきたいと思います。

あと、学生支援機構のほうで、先ほど中央高校の利用者が7割から8割とお聞きしてありますが、無利子と有利子の割合は確認できておりません。現実に学生支援機構に返還した後、町がそれを助成するということなので、もし有利子を借りていた場合は、利子部分については利用者の方の負担になろうかと思えます。

あと、成績不良の場合のお話がありましたけど、本来奨学金利用者は、修学意欲があって卒業が見込まれる者を対象に從來から考えております。学生支援機構に確認しましても成績不良については明確な基準はお聞きできておりません。恐らく留年したというふうな場合に、その留年の期間は奨学金がストップするのではないかと思います。病気とか、様々な理由の場合は休学という制度もありますし、留年するという事は、いささか修学意欲、勉強に対する意欲が低いということも言えると思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 奨学金制度自体の成績云々のところでの分ですが、そこでその制度自体は一遍あかんようになって、また継続できるようなもんなんですか。その辺どんなかなと思うんです。言うたら、その前年度に認定しとって、その年度の途中でその成績の部分が支援機構のほうで確認できて、それがそうなった場合、その年度の貸付けの部分はその年に返してくださいというふうな形になります。だから、言うたらそこでまたいろいろ難しいところが出てくるのかなと思うんですが、その辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 成績不良の考え方なんですけれども、単位取得するんに、最近の判定の仕方は私、存じ上げませんが、昔でいうと優、良、可、不可で、別に優ばかりで良以上で優秀いうんじゃなくて、例えば可でも単位取得していれば留年はしないと思

ます。学生支援機構のほうで奨学金がストップするケースというのは、支援機構が判断するのではなくて、大学のほうからの成績の通知を見て判断するというふうにお聞きしています。これから考えると、奨学金の貸付けがストップするということは、先ほども申し上げましたが、留年等になった場合ではないかと思imasので、これについては、やはり先ほど言いましたように、病気とかいろいろなことがあれば、当然休学とかいろいろな制度がありますし、留年するということは、成績不良というより学業に対しての意欲がかなり低いということとも言えると思imasので、成績不良いうんと成績が低いというんは違うというところで判断していただきたいと思imas。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 支援機構の支援がなしになった場合、その次の年にまた申請はできるんですか。先ほど聞いたんですが、その辺の返答がなかったもんですから。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） その点につきましては、確認できる範囲では、留年になったらその1年間貸付けがストップするということで、翌年には復活するというふうには伺っています。ですから、1年留年して5年大学行った場合に、5年間奨学金はもらえませんが、そのうちの4年間については奨学金が復活すると。ただ、確認できてませんが、それが3年も4年も続けばどうなるかということは確認したいと思imas。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） それと、無利子、有利子の部分ですが、大学に入って、その学校の中で1年間成績が優秀やったら無利子で借りられるいうんが制度に今なってますんで、その辺どういうふうを考えていくんかなというふうに、今までは町のほうの奨学金があって、ほいでその分で1年やりよったけど、ちょっと学生支援機構のほうからも借りたいというふうな部分で、1年その学校の中で成績優秀者にはまた無利子でいうふうな制度というふうな形が、高校のときに無利子いうんはなかなか難しいところがあると思imasんですが、大学に入って無利子の制度に乗っていけるいうふうな人もいるというふうに聞いておりますもんで、その辺をどういうふうと考えていくんかなというふうな分もありますけど、その辺はどうですか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） そのあたり、無利子と有利子については特に問題はないと思imas。現在、月額5万円で1年間に60万円、4年制大学ですと240万円です。小豆島町に住所を有し、郡内の事業所に就業すれば、その240万円が免除になります。

今回の制度では、年額24万円を上限に10年間で240万円というふうに考えておりますので、240万円までですと当然返還に対する補助が受けられる。240万円を超えた場合は、それは利用者の負担になるということでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 無利子と利子ありというふうな部分での返答が、今の分ではそんな大差ないというふうなことですが、大差ないんですか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 大差ないというのではなくて、町のほうから補助をするのが上限が10年間で240万円ということですので、当然利子も含めた額で240万円と。240万円を超えた部分については利用者の負担ということで、有利子の部分の利子の金額が大したことでないという意味ではなくて、有利子と無利子に差をつけていないということでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 私が言よんは、大学生になって、その学校の中での、学生機構のほうの制度の中で、成績がある程度できとったら無利子の奨学金を借りられるんですよ。その辺が利用者の立場からしたら、最初に高校を卒業したときに無利子の奨学金を借りられるいうんはもう一握りです。ほとんどの人が、言うたら利子がある制度を選択せんといかんような格好になってくるんで、その辺はどう考えていくんかなというふうな疑問があります。その辺はどうですか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 無利子と有利子については、先ほども言いましたけど、高校のほうでは割合は確認はできておりませんので、無利子のほうが少ないんだろうなどは私も考えております。

今言われた高校在学時に申し込んで有利子だった貸付けが、大学に入って無利子になればそれまでの話で、要は学生支援機構に返還する金額に対して町は補助をするということなので、それが有利子であろうが無利子であろうが、年間24万円を上限に10年間、町のほうは返還金に対する補助を行うということで、もし有利子から無利子になれば、利用者の方が利息分が助かるということだと思います。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） その分の借りの制度自体が途中で変えられるもんなんですか。言うたら、日本学生機構で最初高校を卒業したときに有利子の分を借りたと、大学生にな

って成績がある程度よかったら無利子の分に今までは借りられるような形になるんですが、その辺はそこで制度自体を変えられるいうことはできるんですか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） おっしゃっている意味がよく分からないんですが、学生支援機構が高校生のときに有利子で申し込んでいた方が大学で成績が優秀いうことで無利子になるかどうかは学生支援機構の制度のお話なので、先ほども言いましたけど、町のほうは学生支援機構の返還金に対して年額24万円を上限に10年間、240万円を補助をするということですので、学生支援機構の制度でどういう変更手続が要るかということは承知をしておりません。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） そういうところまできちんとやっていかんと、最初に有利子のを借りて、大学入って成績が上のほうになって、その分が無利子の制度に乗れるというふうな形になってきた場合、有利子の分から無利子の分に変更は学生機構の中でできるもんやったらそれでええと思うんですけど、そうじゃないんじゃないのかなと。その辺どういうふうに把握しております。

それと、滞納者への今までの請求的な事案はありましたか。収納対策室でそういうような事案が決算とかそういうような部分の中で出てきたようには思えんですが、そういうような事例はありますか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 先ほどから何度も申し上げますが、町の制度でございますので、学生支援機構の細かい部分で、利用者の方がどういうふうに借り換えるとか、どういう手続をするというんは、この場での一般質問ではそこまでお答えしかねます。

それと、収納対策のほうですけれども、過去には、はっきりしませんけど、私の記憶では四、五年前とか、二、三件、収納対策に移行して回収した経緯はあります。滞納額は増えておりますけど、ここ何年かは収納対策へ行っておりませんので、そのあたり、利用者の方と面談とか返還の猶予とか、いろんな形で相談した上で、今後は再度収納対策のほうへ移行をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 一般質問の中でそういうような答えができないという、言うたら答弁するほうはそこまで調べて答えてもらわなかったら、こっちの質問するほうからしたら、ほかの団体やからその辺は分かりませんじゃ話にならないと思いますけど。

それと、滞納者の分に関しては、それができるんやったら、細やかな対応ができる分で町の制度自体のほうがより利用者思いの制度になつとると思うんですが、それを、言うたら日本学生機構にやってしまうと、借りた人自体が小豆島町に対する思いうんかな、言うたら小豆島町がこれだけ世話してくれたんやというふうな部分の考え方が薄れていくんかなというふうな分があると思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 利用者思いの奨学金制度と言いますけど、先ほども申し上げましたが、奨学金制度の目的は、修学意欲があつて、経済的な困難も含めて修学が難しいいう方に奨学金を貸与するものです。免除については、先ほども言いましたけど、郡内の人材確保という側面から免除制度を設けているということです。今回の見直しにおいて、確かにデメリットの部分もありますけど、全体的に考えて、利用者が利用しやすいメリットも大きいというふうに判断して今回の見直しを検討しているところです。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） ということは、町への世話になつたというふうな思いの部分は全然考慮しとらんということですよ、その分やったら。言うたら、以前は限られた人数しかできなかった奨学金制度自体を奨学金を受けたい人全体に広げていった制度ですから、その辺は大分ええようになったないうふうに言われたことがありますけど、そういうふうな分で町のほうにお世話になつたというふうな認識が出てくると思うんですが、今回、日本学生機構のほうに持って行ってしまうと、別に国のほうの制度に乗っただけやいうふうな感じになってきますんで、その辺ちょっと薄れていくんかなと思うんですが、その辺は全然考慮には入れとらんというふうなことなんですか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） お世話になつた思いというふうにおっしゃりますが、学生支援機構のほうでも無利子の貸付けはございます。町のほうも無利子の貸付けです。もし、お世話になつたと感じるのであれば、小豆島町に住所を有して郡内の事業所に勤務すると、そういう条件を満たした方に対して返還を免除するというので、言い方が適切かどうか分かりませんが、その金額、それに対して返還免除があるということに対して、お世話になつたという気持ちはあると思います。

今回の見直しにつきましても、貸すところが町から学生支援機構になるだけで、その返還に対して町が補助をするということではお世話になつたという気持ちも持っていただけないかと思っています。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 町が貸すいうんと国が貸すいうんとは違うと思いますんで、その辺いろいろ事例が出てくるとは思いますけど、9年度からやるというような部分も、もうちょっとように精査して対応していただきたいと思います。

ずっと平行線になるとは思いますんで、その辺で終わりたいと思います。

次に、オリーブ産業の考え方はというふうなことで、今年度からオリーブ公園での給食に使用しているスペイン産のオリーブオイルの住民向け販売が取りやめになりました。健康づくりの島づくりの一環で始まったと記憶しておりますが、他自治体から研修に来て、学校給食でオリーブオイル使用は、日本オリーブ発祥の地の取り組みとして大変すごいなというふうなこととされていると聞いております。

オリーブ産業は、しょうゆ、佃煮産業と同様に島の基幹産業であり、島のイメージづくりに大きく関与していくものと考えます。また、給食でのオリーブオイルの使用も減らしていると聞いております。産業支援の面からも、以前の取り組みを存続すべきだと考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 安井議員から、オリーブ産業の考え方についてご質問をいただきました。

小豆島町では、平成24年度から町及び各関係機関、団体が一体となり、オリーブを用いた健康長寿の島づくり事業として、様々な取り組みを進め、町内の学校給食で使う調理油を菜種油からオリーブオイルに全面的に切り替えました。

その後、さらなる取り組みとして、オリーブ公園が住民サービスモデル道の駅に認定されたことを契機に、住民の日常の暮らしをよくすることに貢献するという道の駅の趣旨から、より一層住民に愛される施設を目指すため、子供たちが食しているオリーブオイルを家庭でも取り入れてもらおう、一家に一本、食卓にオリーブオイルをとということで、平成29年6月からオリーブ公園の地域貢献事業として、学校給食で使用しているスペイン産オリーブオイルの販売を開始いたしました。

事業開始後、円安、また海上輸送などの各種コストの上昇、スペインでの記録的な干ばつによりまして、オリーブ公園のオリーブオイルの仕入価格が高騰いたしました。令和6年2月に1リットル当たり400円の値上げを行いました。仕入価格が事業開始から約2.5倍となり、今後もオリーブオイルの仕入価格の上昇が見込まれること、また令和7年度から学校給食で使う調理油をオリーブオイルから大豆油及び菜種油に切り替えたことか

ら、本年4月初旬にサン・オリーブの窓口で在庫分のみの販売終了を掲示、購入者にも口頭で販売中止をお伝えし、5月24日に完売により学校給食で使用しているスペイン産オリーブオイルの販売を終了いたしております。

オリーブ産業の支援といたしましては、オリーブの苗木補助はもとより、6次産業化や栽培効率向上のための機械類導入補助に加え、土地基盤整備事業や植栽の補助を行っております。さらには、収穫時期及び剪定時期に発生する剪定枝の受入れ及びチップ化による循環型農業支援事業も行っておりでございます。また、オリーブ出前授業や少量オリーブ採油事業などのイメージ戦略の経費を含め、令和6年度のオリーブ課のオリーブ振興に要する決算額は約3,900万円となっております。

そのほかにも、オリーブ事業者が県外、海外等に出向いて販路拡大をする際の支援は、主体的にがんばる事業者販路開拓支援事業として、商工観光課から補助がなされております。

今後もこれらの事業については継続していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、学校給食でのオリーブオイル使用の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（小野 努君） 学校給食でのオリーブオイルの年間経費でございますが、学校給食センターでの使用状況により年度ごとの購入量は多少変動がございますが、過去3年間の平均使用量はおおむね673リットルであり、これを基に1リットル当たりのオリーブオイル単価を乗じて試算いたしますと、令和4年度は約55万7千円、令和5年度は約92万7千円、令和6年度は118万3千円の費用となっており、ここ3か年で倍増していることから、令和7年度から学校給食での揚げ物やいため物でのオリーブオイルを菜種油などに切り替えておりますが、学校園で収穫したオリーブ果実を加工したオリーブの新漬けや、採油したオリーブオイルを使用したドレッシングなどを学校給食で提供しております。

また、オリーブオイルの健康効果につきましては、一般的に主成分であるオレイン酸が悪玉コレステロールを減らす働きがあり、動脈硬化や心筋梗塞のリスクを下げる効果があるとされております。ただ、本町において児童・生徒を対象とした具体的な調査は実施しておらず、直接的な健康影響について申し上げることはできませんが、スペイン産オリーブオイルの価格が下がってきましたら、学校給食での利用について再度検討してまいりたい

いと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 学校給食で使うというふうな分で、後の調査なりをやっていたら、オリーブは島のあれですけど、県の県木にもなってますよね。その観点からいうと、香川県全体でのそのような普及も考えていったほうがええんかなと。特に、島でそういうふうな部分で成果が出るというふうな部分をアピールしていくことによってオリーブ産業がまた栄えていくかなというふうに思いますが、その辺は後追いの調査なりは今後は全然考えておらんのですか。言うたら、オリーブハマチやったら実のかすをそのまま食べよんで、効果自体は身が白っぽくならんというふうな分を聞いたことがありますけど、なかなかオイルだけのものですから、その辺、特に目立った形での影響いうんは出ていかんところがあるんかなと思いますけど、そういうような部分はある程度調査していくべきやと思いますけど、その辺をどういうふうに考えておりますか。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（小野 努君） 調査機関ではありませんので、なかなか難しいこととは思うんですけども、小児生活習慣病予防健診といたしまして、小学校4年生と中学校1年生のほうで、身長、体重、血液検査などは実施しておりますけれども、こちらにつきましては、小児生活習慣病のハイリスクの子供の早期発見と、児童・生徒及び保護者に対しての効果的な健康教育を実施することを目的として実施しているところでございます。

学校給食だけのオリーブオイルを使用することで、家庭と3食ありますので、それだけで明確に効果が現れるかどうかというのは、検査するのはなかなか難しいのではないかと考えているところでございます。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 言うたら、給食で100万円そこそこを使って、効果があるというふうになればオリーブに対する販売の影響も出てくると思いますので、地場の産業を応援するというふうな部分で、ある程度考えていってもらったらなと思うんですが、町長、どうですか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） オリーブの健康効果でございますけど、先ほどこども教育課長が申し上げたように、平日の3食のうち1食、これを学校給食でオリーブオイルに変えたからといってどういった効果ができるのかというのは、非常に検証が難しいと思います。

また、産業振興の意味では、我が町は全国で唯一オリーブ課を設置しておりますし、オ

リーブに対する支援も他市町に比べて極端にしっかりやっております。これからも当然ながら続けてまいりますし、先般、昨年度13億円、ふるさと納税いただきましたけれども、その半分がオリーブでございます。そういったことで、これまでもしっかりPRしてきてますし、これからもしっかりPRをしてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（谷 康男君） 安井議員。

○12番（安井信之君） 言うたら、なお一層のPRができたらと思いますけど、その辺はよろしく願って、質問を終わりたいと思います。

---

○議長（谷 康男君） 3番河井修議員。

○3番（河井 修君） 私は、不燃ごみ、大型ごみの再資源化促進をということで、1つ質問いたします。

新しい家庭ごみの分別を始めて数年になると思うんですけども、今年5月号の広報に呼びかけの記事がありましたように、一般ごみの収集において、燃やせないごみ袋の中に缶、瓶、ペットボトルが混入されているのをよく見かけます。これに対しては、より一層の分別の周知徹底をお願いして、ごみの減量を目指すべきだと思います。

また、徳本の最終処分場へごみを搬入することがあるんですけども、そこには自転車、家電製品、プラスチック容器等々、雑多なものが大量に運び込まれて埋め立てられています。なかなか今の時代に合わないような処分方法というか、何でもかんでも埋めてるんですけども、この今の方法を続けていけば、いずれ限界が来ることとされます。もう少し上手に分別できれば、木材、プラスチック等々、燃やせるものは燃やす、燃えない金属類は別個に分別するとか、そういう分別ができれば資源として再利用できるものがたくさんあると思います。持続可能な暮らしを目指す町としては、今後どのような施策で対応しようとしているのか、考えを伺いたいと思います。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 河井議員から、ごみの再資源化促進についてご質問をいただきました。

議員ご指摘のとおり、ごみの正しい分別による再資源化は、小豆島町が取り組んでおります持続可能なまちづくりには欠かせないものであります。

小豆島町におきましては、資源ごみとして、缶、瓶、紙類のほか、プラスチック類として、ペットボトルや発泡スチロール、食品トレーを分別、回収しており、処理については小豆地区広域行政事務組合で共同処理しているところでございます。

しかし、資源化できる缶、瓶、ペットボトルが不燃ごみに混入しているという、分別が十分でないケースも確認されております。分別に関しましては、住民の皆様の行動に委ねられているのが現状であることから、今後も可燃、不燃、資源ごみの分別について、一層の啓発に努め、リサイクル率の向上を促進してまいります。

このように分別しても、最終的に残った廃棄物は埋立処分をしなければならず、一般廃棄物処分場は町にとって必要不可欠な施設であることから、令和4年7月に一般廃棄物最終処分場を整備いたしました。

しかしながら、この処分場は小豆地区広域行政事務組合において準備を進めている中間処理施設で破碎選別後の廃棄物を搬入することとしていることから、不燃ごみは平成7年に供用開始した徳本地区最終処分場で埋立処分をしている現状であります。

徳本地区最終処分場につきましては、9割以上の埋立処分が完了し、事業終了が間近に迫っており、延命化が課題となっておりますことから、広報5月号でごみの正しい分別について住民の皆様に周知したところであります。

また、小豆島は離島であることから、資源ごみの運搬に費用がかかることや、運搬までの保管場所の確保が難しいことから、再資源化が徹底されていない状況にあります。そのため、土庄町、小豆島町、小豆地区広域行政事務組合で構成する小豆郡2町ごみ問題協議会において、新たに中間処理施設を整備するに当たり、埋立処分している自転車、小型家電、プラスチック使用製品等の資源化を含め、小豆地区の現状に応じた施設とするよう再検討を行っております。

特にプラスチック使用製品につきましては、令和4年4月にプラスチック資源循環促進法が施行され、地方公共団体の責務として、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされておりますので、資源化に向けて鋭意検討してまいります。

いずれにしましても、中間処理施設ができることにより、リサイクル率の向上だけでなく、ごみの減量化につながると考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

ごみの分別に関する啓発につきましては、担当課長から説明いたします。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（森 稔君） 私からは、啓発状況についてお答えいたします。

住民生活課では、広報紙やホームページに啓発文を掲載するだけでなく、各地区衛生委員の皆様が出席される衛生委員会の場で周知を行っているほか、自治会や老人クラブなど

の会合において講話を実施しております。

河井議員のご指摘のとおり、限りある資源を有効に活用するためには、一層のごみ減量化や再資源化に取り組む必要があります、住民の皆様のご理解とご協力なくしては達成できないものと考えております。この場をお借りして、皆様のご協力をいま一度よろしくお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（谷 康男君） 河井議員。

○3番（河井 修君） どうもありがとうございます。

それぞれのことに関しては、町はいろいろやっていただけたと思いますけれども、最終的にというか、広域事業になるから直接的には町からの答弁はできないと思いますけれども、広域事業においての中間処理施設の早期の建設を町のほうからも推し進めていただきたいと思います。これで質問を終わります。

---

○議長（谷 康男君） 4番川井茂議員。

○4番（川井 茂君） 4番川井です。おはようございます。

今回、私は今後の小豆島町防災会議の開催予定と防災計画の方向性についてお伺いしたいと思っております。

先般の台風でも関東には大きな災害をもたらしました。また、夏前にも線状降水帯の発生から、東北、北陸や九州地方に激甚な災害をもたらせています。最近では、台風シーズンに限らず、この種の災害の発生が見られるのが近年の傾向です。一方、南海トラフ地震の脅威も侮るわけにはまいりません。

我が町の防災の要の一つに小豆島町防災会議があると考えます。その防災会議、次回はいつ開催されるのか、また防災計画の変更点や方向性についてお尋ねします。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 川井議員から、防災会議、また防災計画についてのご質問をいただきました。

まず、小豆島町防災会議につきましては、災害対策基本法の規定に基づきまして町が設置をしているもので、町の防災に関する重要事項を審議するなどの役割を持ち、現在30人の委員を委嘱し構成をしております。

次に、小豆島町地域防災計画につきましては、町民の皆様生命、財産を守るため、町における各種災害予防計画をはじめ、災害発生時の体制計画や避難計画などを定めた総合的な防災計画となっております。こちらは、9月2日に公表のありました香川県地震・津

波被害想定の見直しを受け、今後、必要箇所の改訂を行っていく必要がございます。そして、計画の見直しを行い、新たな計画案が作成できましたら、その時点で小豆島町防災会議を開催し、委員の皆様にご審議をいただきたいと考えております。

そのため、現時点で防災会議の開催時期は未定でございますが、新たな被害想定にひるまず対応していくという方向性の下、防災計画の中で変更が必要となる箇所を見極め、改訂案に反映させてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） 前回の防災会議が令和3年6月に開催されてあります。ということは、4年3か月間、この会議がなかったということになります。この地方防災会議は、災害対策基本法にも、また小豆島の防災会議条例にも、いつ開催するかという規定は明記はございません。ただ、この防災会議をいろんなところでググってみると、ほとんど地方防災会議は年に1度以上は開催されることが一般的であるというふうに出てまいります。ちなみに、土庄町は年に1回、2月に35名の委員の方に案内を出し、防災会議を開催しています。この防災会議の頻度、程度というのはどういうふうを考えているのか、少しお聞きしたいと思います。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 防災会議の頻度につきましてご質問いただきました。

防災会議につきましては、これまで地域防災計画の改訂を行う際に開催をしてきております。したがって、数年に一回というような割合になっております。直近では、先ほど議員のおっしゃったように、前回の改訂のとき、令和3年6月となっております。

ただ、議員ご指摘のとおり、昨今の災害は激甚化、頻発化する傾向にあり、本町の災害に関する計画や重要事項、審議する防災会議の重要度も増していることは確かでございます。

さらに、町長答弁でも申し上げましたけれども、今月2日に香川県地震・津波被害定見の見直しが公表されましたので、被害の想定が大きく変わっております。地域防災計画の改訂は急がなければならないというふうに思っております。今後開催の頻度を増やして、計画の改訂を行ってまいりたいというふうに思っております。ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（谷 康男君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） 頻度については、なかなかその自治体によって状況が変わってく

るかと思えます。その中で1つ、当たってみると、この防災会議は公開というふうに聞いているんですけれども、傍聴は許されるかどうか教えていただきたいと思えます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） これまでの本町の防災会議につきましては、傍聴をしてきた例はございませんが、今後傍聴を考えていく必要があるかなというふうに思っております。ただ、防災計画を審議するような内容ですと特に問題はないかと思うんですけれども、議題によっては個人情報を含んだ内容を審議するというようなことも考えられますことから、傍聴につきましては、議事の内容、議題の内容によって考えていきたいなというふうに思っております。また、県や高松市などは傍聴が行われておるんですけれども、人数制限を行って傍聴を許可している自治体もございますので、そのあたりも含めまして、今後検討してまいりたいと思えます。

○議長（谷 康男君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） 確かにそういったケース・バイ・ケースで傍聴を許可している自治体も多いようであります。そして、この小豆島町の防災会議条例の中に、定数35とあります。35人以内となっているのですが、現在、小豆島町では30名。それで、その中に女性が7名ということは、女性の比率は23.3%です。町村で全国比例は7.3%、そしてまた香川県17市町では14.6%ですから、我が町の23.3%っていうのは県内ではベスト3、これは高く評価できる状況かというふうに思っております。

令和2年の閣議決定の中で、2025年までに防災会議における女性議員の比率を30%以上とする成果目標が定められているというふうに聞きました。今後、今現在30人ですけれども、町長、これ30人から増やすような予定とか構想とかはありますでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 突然のご質問でございまして、そこまで細かな検討をしているわけではございませんけれども、必要に応じて、35人まではいけるので、増やしていきたいというふうに思えます。

○議長（谷 康男君） 川井議員。

○4番（川井 茂君） 実はこの質問、私、あとまだ5人の枠があるのであれば、希望として女性の防災士の資格を持たれた方なんかがいかがかなと、検討していただけるんじゃないかなという意味合いで質問させていただきました。

また、小豆島町防災会議条例の中に、第4条に専門の事項を調査させるために専門委員を置くことができるという条例がありました。この条例、私、よく聞くんなんですけれども、

町民の皆さんは有事の際、ほとんど行政の皆さんに頼ってしまっているというところ、公助に頼ってるっていう雰囲気が強くあります。というのは、自助、共助のほうが若干弱いんじゃないかなと。本当に災害が起こった場合、自分の命を守る、また守っていただける、自助、共助の部分をもう少しグレードアップさせたいなという思いから、この防災会議の中の専門委員の中に、この会議が形式的な会議でなくなるよう、また条例の枠を超えて現場の声を反映しつつ、自助、共助のレベルアップを考える、そしてまた啓発なども含めて、議論できるような会議にさせていただきたいなというふうな思いを持って今回の質問をさせていただきました。以上、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（谷 康男君） 13番鍋谷真由美議員。

○13番（鍋谷真由美君） 私は、2点について質問をさせていただきます。

1つ目は、外国人との多文化共生の取り組みについてです。

今、日本で暮らす永住外国人や中・長期在留者などの在留外国人数は、3年連続して過去最高を更新しております。在留外国人は全国各地で暮らし、日本の様々な産業を支えています。地域に溶け込んでいる外国人も多く、全国で多文化共生の取り組みが進められています。町内にも、今年2月は外国人住民は20か国、222人ですが、9月には26か国、230人が住んでいます。政府が特定技能制度の拡充などを進める中、今後さらに外国人が増加することが予想されます。また、海外からの観光客も増え、外国人の移住者もいます。文化や言葉の違いによる壁を取り除き、外国人との共生社会をつくっていくことが重要だと思います。

ところが、さきの参院選挙では、日本人ファーストなどという言葉が外国人を差別するデマとフェイクに基づく言説とともに飛び交い、外国人敵視の排外主義をあおり、全く根拠のないデマやヘイトスピーチも広がりました。町民への影響も大きかったのではないかと思います。

こうした事態に、外国人支援、難民研究などの様々な運動団体、専門家が声を上げ、活発に情報提供、共生を訴えました。日本共産党も諸国民との平和的友好関係を築くためにも排外主義は許されないと主張しました。国際人権規約やヘイトスピーチ解消法などに照らしても、こうしたことが許されないのは当然であり、外国人、在留外国人も基本的人権があり、守られなくてはなりません。

また、全国各県の知事からも、根も葉もないデマを流し外国人を攻撃するやり方への批

判や懸念の表明がされました。多くの知事は外国人と共生する社会が望ましいとの考えを示し、地域の発展にとって外国人なしには成り立たないとの意見も少なくありません。そして、選挙後に開催された全国知事会が全会一致で採択した青森宣言では、「排他主義、排外主義を否定し、多文化共生社会を目指す我々47人の知事がこの場に集い、対話の中で日本の未来を開くにふさわしい舞台となった、民主政治を脅かす不確かで根拠のない情報から国民を守り、国民が正しい情報に基づいて政治に参画できるシステムの構築を求めていく」と鮮明に宣言したのは当然のことだと思います。

そこでまず、選挙後も振りまかれているヘイト、排外主義についての町長の見解を伺います。

そして、本町での外国人の支援施策の現状と今後の取り組みについてはどのようにお考えでしょうか。例えば、町として多文化共生指針をつくることや、外国人との共生社会の取り組みを推進するための支援員の配置をすることなどは考えられないでしょうか。また、日本で暮らす日本語ができない児童・生徒に対する学習支援の充実についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 鍋谷議員から、ヘイトスピーチ、排外主義についての見解、外国人の支援施策の現状と今後の取り組みについて、また多文化共生指針をつくるのか、外国人との共生社会の取り組みを推進するための支援員の配置をすることといった多岐にわたるご質問をいただきました。

本町の在住外国人は、鍋谷議員のご紹介にあったように、230名程度でございまして、年々増加してきております。小豆島町では、今のところヘイト、排外主義に該当するような事案は起こっていないと認識しております。

全国的にはインターネット上で特定の国籍の外国人や人種、民族を排斥する事案があることは認識しておりまして、非常に残念なことと思います。小豆島町ではそういった事案がないよう取り組んでいくべきだと考えております。

多文化共生の取り組みにつきましては、令和3年度から日本語教育スタートアップ事業を開始し、令和7年度の多文化共生事業計画では、年17回の日本語サロンや交流会、また苗羽小学校での国際交流授業を行う計画となっております。

外国人支援施策の具体的な取り組み、また日本語ができない児童・生徒に対する学習支援につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたします。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（森 稔君） 外国人の支援施策の現状と今後の取り組みにつきましては、令和3年から令和5年までは文化庁の地域日本語教育スタートアッププログラム補助金を活用し、地域おこし協力隊が中心となり日本語教室を開催しました。また、現在も町単独事業として、在住外国人のための日本語サロンを開催しております。令和6年度と令和7年度は、草壁会館において、在住外国人と日本人サポーターが集まり、島のそうめんや島のしょうゆを使用したしょうゆ煎餅、オリーブドーナツなどを外国人の方たちに島の特産だということを説明して、食の交流を深めました。ほかにも、中山地区の虫送り行事では、火手作りや虫送り行事に外国人の方たちが参加することにより、地域交流し、相互理解を深めるよう取り組んでおります。

この日本語サロンスタッフが鍋谷議員のおっしゃる外国人との共生社会の取り組みを推進するための支援員に当たるのではと認識しております。

また、町民に対しましては、言語、文化、習慣等の違いなどに起因する外国人に対する偏見や差別が起こらないよう、町広報紙への掲載や講演会、交流会などを開催して、人権教育、啓発活動に取り組んでおります。

多文化共生指針や計画の策定につきましては、香川県は策定しておりますが、県内市町ではまだ策定している自治体はございません。小豆島町としても現在策定予定はございませんが、今後、他市町の動向を注視してまいります。

議員各位におかれましても、日本語サロンや国際交流イベントなどにご参加いただき、外国人が島で仕事や地域活動に個々の能力を発揮し、共に快適に過ごせるような環境づくりにご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（小野 努君） 日本語での授業に対応がしにくい児童・生徒の学習支援につきましては、まず県から非常勤の日本語指導員が配置されますが、時間数が限られるため、不足する部分につきましては町費で日本語指導員を配置しております。現在、池田小学校と苗羽小学校に各1名ずつ配置し、授業のサポート、日本語学習の支援及び学校生活への適応支援を行っております。

また、言語によっては日本語指導員が確保できない場合も想定されますので、外国語と日本語間を同時通訳する翻訳機の導入経費を本定例会に上程する補正予算に計上するなど、日本語ができない児童・生徒に対する学習支援に努めているところでございます。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） ヘイトスピーチなどについて、外国人差別については町長が大変残念なことだと、町内でそういう事案がないように取り組んでいただきたいという答弁をいただきました。

具体的には課長が述べられたようなことだと思うんですけども、引き続き今本当にネットの世界とかの中ではそういうのがすごく飛び交ってて、やはり町民への影響も大きいと思うんです。だから、その辺、ぜひ強力に進めていただきたいと思います。

町広報の9月号にも載ってました。だけど、デマとかそういうのを信じる人もいるんですね、実際に私も話をしたんですけども。小豆島町では、町内で、地域で共に暮らす地域住民として外国の方とも共生していける、そういう取り組みをさらに進めていただきたいと思います。

それと、日本語ができない児童・生徒に対する学習支援がされてるということですけども、逆に今英語教育がされてるんですけども、日本語はできないけれども、英語はよくできるっていう子供さんにとって、今学校の授業っていうのが合わないというか、簡単過ぎるとか、そういうケースもあると聞いてるんですけども、そういう子供さんへの特別な対応とか、そういうことは考えられないのかお尋ねしたいです。

例えば、小学校で習う英語、それは全部分かると、それでじっと聞いているのが苦痛だという、逆に日本語が分かりにくい、その時間を日本語教育に充てるとか、そういう柔軟な授業とか取り組み、そういうことは考えられないのかお尋ねしたいんです。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 今のご質問ですけども、現状としてそのような対応をしているケースはございません。小学校の場合、5、6年生で外国語授業があるんですけども、対象の児童が多分1名、2名いるとは思いますが。そのあたり、鍋谷議員がおっしゃるような事案があるのであれば、その児童と保護者と相談の上、柔軟な対応は今後検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 具体的には、柔軟な対応がしてもらえたときもあったんですけど、それが先生が替わったからか何か、できなくなったっていうふうなことも聞いてるんです。もちろん保護者とか子供さんとか先生とそういう実態を十分につかんでいただいて、可能ならばそういう要望に応えられるような学校の教育もお願いできたらと思います。よろしくをお願いします。

本当に様々な国の方が町内でも暮らしておられます。多文化共生の取り組みで、町内で

住む外国人も含めた町民が安心して暮らせるまちづくりと一緒に進めていただきたいと思います。以上です。

次に、不登校の子供も親も安心できる支援をとということです。

子供の不登校は、この10年で急激に増加し、35万人近くになっています。これまで少なかった小学校低学年でも増えています。今こそ不登校について、子供も親、保護者も安心できる取り組み、政策が求められていると思います。

日本共産党は、5月23日に不登校についての提言を発表し、不登校で悩んでいる子供と保護者が安心できる支援策を拡充することや、過度の競争と管理の教育ではなく、子供たちが通いたくなるような学校をつくることを提案しました。

不登校当事者のニーズを聞いた全国調査によれば、学校に行きづらいと思い始めたきっかけの上位3つは、先生との関係、授業が合わない、学校システムの問題とあります。多くの子供が学校が嫌いだと答える現実があります。

そして、子供の約4割、保護者の約7割が学校が変わってほしいと答えています。変わるべきは学校のあり方、明日も行きたいと思える学校をどうつくるか、これが問われているのではないのでしょうか。詰め込みの学習指導要領による忙し過ぎる学校、小学校4年で毎日6時間授業、2年生でも6時間の日があります。休み時間が削られ、トイレの時間も短く、給食もゆっくり食べられない、不登校当事者アンケートで子供たちは学校は忙し過ぎると訴えています。この間、子供だけでなく、教員も長時間労働、競争と管理の強化などにより追い詰められてきました。教育条件の改善のために、教員増、少人数学級など、県、国への要望をさらに強めて、実現をしていっていただきたいと思います。

この提言では、不登校は子供のせいではありません、不登校を怠けや弱さと捉えたり、親の甘やかしのせいだというのは誤りですとしました。さらに、子供の権利の立場から、子供が学校に行くことは義務ではない、子供は安心して休む権利があると明記しています。ここには、不登校の多くは心の折れた状態にあるという基本的認識があります。骨折した子供を走らせないように、心の折れた子供に無理をさせることはできません。

不登校の子供の多くは様々な理由で心が折れた状態にあり、不登校は子供の命の問題であり、子供は安心して休む権利があります。学校こそ不登校の子供の様々な思いを受け止め、子供の休息と回復を温かく見守り、子供の安心を増やす場になることが期待されるのではないのでしょうか。

子供の休息と回復を支える親への支援として、学校との関係の負担を減らすことや、不登校休業制度の拡充、保護者へのつながりへの支援など、取り組みができないでしょう

か。

また、学習活動への支援が中心の不登校対策ではなく、学習に限定されない居場所として、子供に必要なことが保障され、どの子も安心して過ごせる環境としての校内の別室や教育支援センターが必要だと考えますが、その点はいかがでしょう。

また、フリースクールやフリースペースなどに、不登校の子供を支える重要な場として公的な助成が必要ではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） 鍋谷議員から、不登校の子供も親も安心できる支援についてご質問をいただきました。

不登校児童・生徒の増加は全国的に大きな課題となっており、不登校の背景につきましては、文部科学省が実施した報告書によると、いじめを除く友人関係をめぐる問題、学業不振、親子の関わり方、無気力、不安などが上位に挙げられており、子供たちが学校生活に対して不安や困難を抱えている実態が示されております。

本町におきましても、令和2年度以降、急激に増加し、高止まりしている状況であり、様々な取り組みを行っているところです。本町の場合、30日以上欠席者のうち、半数以上が病気や家庭の事情によるものであり、不登校の理由も多様化しており、個別に寄り添った支援が必要であると考えています。

学校における対応としては、担任による家庭訪問や電話連絡などを通じて子供や保護者とのつながりを絶やさず、安心できる支援体制を整えており、教育相談としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を進めております。個別の状況に応じて、別室登校、オンライン授業を実施している事例もありますし、タブレットの持ち帰りによる学習なども行っております。

加えて、小豆地区教育支援センターである若竹教室では、教育相談を行うとともに、通学している児童・生徒もおります。また、校内における子供の安心できる居場所の整備につきましては、新設する統合小学校において校内サポートルームを3部屋設置する予定としており、学習に限定されない形で子供が安心して過ごせる環境の充実を図ってまいります。

一方で、教員においては、長時間労働により大きな負担が生じていることも課題であると考えております。教育条件の改善につきましては、加配教員の増員や特別支援学級の1学級定員の減について、これまでも県教委に要望をしているところであり、今後も粘り強く要望を継続してまいります。

次に、不登校休業制度の拡充でございますが、これは子の介護休暇や介護休業のことであると思いますが、これは法制度の中で各企業が取り組んでいるところであり、保護者の方が勤務先の雇用条件等を確認し、有効に活用していただきたいと思います。

最後に、フリースクールやフリースペースにつきましては、子供たちの居場所を確保する上で一定の役割を果たすものとして認識しておりますが、現時点において本町として公的助成を行う予定はありません。

今後とも保護者の負担軽減やつながりの支援、校内外の支援体制の充実を図りながら、不登校児童・生徒とその保護者が安心して生活できる環境づくりに努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 1つは、学校の先生の忙しさっていうのが一人一人の子供に寄り添った教育っていうのが難しくなっているのかなということは思います。

先生によって子供の対応っていうかな、行けてなかった子が先生が替わって行けるようになったんだとか、そういうことも聞いてます。だから、先生も余裕を持って子供に接することができるような状態にできるように、要望してるとおっしゃいましたし、これは全国的な教員不足が大本にあると思うんですけども、その点はさらにお願ひをしておきたいと思います。

あと、新設校で校内サポートルームを3部屋新設すると、学習に限定しない取り組みがされるということで、ここが大事かなと思います。国の不登校対策っていうのは、やはり学習活動への支援が中心となって、子供の心、子供に寄り添うっていうところが不十分かなと思いますので、子供の気持ちを尊重する対応ができる、そういうサポートルームができたと思います。

子供の声とか親の要求とか、それを十分聞けるような、本当に安心して休めると、また親も責められるのではなく、安心できる、そういう不登校の取り組みができたということ強く思っております。

あと、フリースクールとかフリースペースへの補助が考えておられないと言われたんですけど、国のほうではそういうフリースペースなどへの支援についても、この間予算もつけて取り組んでいるというふうに聞いてるんですけど、その点についてお尋ねしたいんですが。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（小野 努君） 国のほうのその補助制度について承知しておりません

ので、詳細を調べさせていただいて、対応させていただけたらと思います。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） そういう国の制度で町が、県を通じてだと思んですけど、利用できる制度があれば、そういうフリースペースなどへの支援をするお考えはありますか。

○議長（谷 康男君） 教育長。

○教育長（坂東民哉君） ちょっと漠然としておりますので、その制度がどういう形、フリースクールなのかフリースペースなのか、ですから居場所づくりということでフリースペース的な存在もあるんですけど、そういうなのに対して幾らかの金額を助成するということは、例えばこども食堂に対して現在も助成していることがありますので、全然公的助成を否定するものではありませんけど、フリースクールと言われるもののフリースクール内の例えば授業をするのか、居場所づくりとして遊ばすのか、いろんな友達と活動をするのかとか、それと例えば週に何回か行くようなフリースペースということは、そのあたりちょっと違うと思いますので、もう少しそのあたりの内容を確認して検討したいと思います。公的助成を一切否定するものではありません。以上です。

○議長（谷 康男君） 鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 家と学校以外の第三の居場所としてのフリースペース、広く捉えて、そういう取り組みをしている民間団体もあると聞いております。公的支援ということではいろいろ条件があろうかと思うんですけども、実態に合わせて取り組みが進むような、できるだけいろんな条件をつけない支援っていうのを検討していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。終わります。

---

○議長（谷 康男君） 5番羽田満議員。

○5番（羽田 満君） 5番羽田満です。最後になりましたが、よろしくお願いたします。

私のほうから1件、来春の町長選挙への出馬の意向はということで、町長にお尋ねをいたします。

町長が令和4年4月23日に就任されてから、来月で3年半になります。町長のこれまでの町政運営について振り返りますと、小豆島の観光協会の一本化、内海地区小学校の統合、坂手港の再整備、北条地区更新住宅の整備など、長年の懸案課題に対して、関係者と丁寧な対話を重ねながら、具体的な前進を実現されました。

また、学校給食の無償化などの子育て支援、STEAM教育の導入などの次世代育成、販路開拓支援事業やローカル10000プロジェクトなどの事業者支援、老朽危険空き家撤去事業の対象拡大や空き家資源活用事業などの空き家対策、土庄町や島内外の企業との官民連携による観光振興、特定地域づくり事業組合の設立による雇用対策など、多岐にわたる分野でリーダーシップを発揮され、県下初の施策にも積極的に取り組みながら、町政を着実に前へと進められてきたことに敬意を表するものであります。

一方で、今後も課題は山積しております。具体的には、公立幼稚園や保育所の再編、老朽化が進む町営住宅や公共施設のあり方、内海庁舎跡や廃校となる3小学校の跡地活用など、町民の生活に直結する重要な案件が控えております。

こうした課題に継続して取り組むためには、これまでの積極的な流れを断ち切ることなく、町政の一貫性と安定性を維持していく必要があると考えております。町民の中には、町長の引き続きのリーダーシップを期待する声も大きいです。

つきましては、来年春に予定されております町長選挙について、現時点で町政に対するお考え、またご自身の進退について、可能な範囲でお聞かせいただけますでしょうか、よろしく。

○議長（谷 康男君） 町長。

○町長（大江正彦君） 羽田議員のご質問にお答えをいたします。

せっかくの機会をいただきましたので、私の町政に対する現状認識や思い、また私自身の進退について申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解を賜りたいと存じます。

早いもので、町長就任以来、間もなく3年半を迎えようとしております。この間、次代に夢をつなぐ、持続可能なまちづくりを基本理念に掲げ、次の時代を担う若者が夢を持ってチャレンジできる町を目指して日々全力で取り組んでまいりました。3年半前、選挙公約に掲げた施策につきましては、実現できたもの、まだ実現に至っていないものもありますが、手をつけていないものはありません。私は小豆島町長として、町にとって、また島にとって必要な施策を、できることから順次スピード感を持って実行してまいりました。

議員ご指摘のとおり、長年の課題についても、また県下初の施策についても積極的に取り組みながら、国、県の補助金やふるさと納税による財源の獲得、また有利な地方債の活用や県債、起債による基金運用など、可能な限りの財源確保に努め、町の財政を悪化させることなく着実に歩みを進めることができました。

先月末には、県と共同で申請しておりました国の交付金が採択され、平成21年に初代小豆島町長であります坂下町長が県に要望を上げて以来、16年の時を経て、合併前からの課

題であった池田港の2バース化事業が県営事業として動き出すことになり、また一つ長年の課題解決に向けた歩みを進める運びとなりました。

さらには、現時点では情報が機密扱いとなっておりますので、具体的なことは一切申し上げられませんが、昨年の持続可能な観光地の国際認証シルバーアワード受賞に続き、それに匹敵する国際的な認定に今年も土庄町とともに選出されることが決まりました。

改めまして、議員各位並びに町民の皆様のご理解、ご協力に対し、深く感謝申し上げますとともに、町が進める施策の実現に向けて日々チャレンジをしていただいている職員各位に感謝申し上げます。

今、小豆島町に限らず、過疎や離島の自治体は、人口減少と少子・高齢化が急速に進んでおります。来月には5年に一度の国勢調査が実施されますが、小豆島町は、合併の半年前に実施された2005年国勢調査からの20年間で人口は約5,000人減少し、生まれる子供の数は半分以下、高齢化率は10%以上高い町になることが確実な状況であります。

現在、町の一般会計の財政状況につきましては、各種財政指標の上では比較的良好に推移しておりますが、正直申し上げます、私の実感では県下市町の中でも突出して厳しい財政状況と言わざるを得ません。なぜかと申しますと、議員のご指摘にもありましたように、今後の課題が山積しているからであります。

旧池田町に匹敵する規模の人口を失いつつある中で、小豆島町と土庄町、この小さな2つの町で小豆島中央病院や小豆島オーリーブバスを支え、小豆島老人ホームや小豆島クリーンセンターを運営し、小豆島町単独でも老人保健施設や特別養護老人ホーム、小豆島オーリーブ公園をはじめとする3つの一般財団法人を経営しております。これらの中には、町が財政負担せざるを得ないものも多く、事実これまで町が多額の負担をしてまいりました。

町の規模を考えると、これだけでも県下市町の中でも特殊かつ大変厳しい状況にあることに加えまして、高度成長期に建設された数多くの施設の老朽化が進んでおり、このままでは莫大な財政負担に耐えられないことが明らかであります。

特に、町営住宅は総世帯数の1割を超える約650戸を有しており、その多くが昭和40年代から50年代に建てられたもので、耐用年数に達しているものも少なくありません。県下の市長さん、町長さんと意見交換しても、皆さん一様に驚かれますし、私の知る限り、全国的に見てもこれほど厳しい状況の町はほとんどないと思います。

このため、就任直後から、今後の集約対象となる住宅については入居募集を全面停止し、長年にわたる家賃滞納や不正入居などの是正を進めるとともに、地域の皆様や入居者の皆様のご理解を得られたところから順次可能な限り戸数を絞った建て替えや集約化を進

めているところであります。

このほかにも、議員ご指摘のとおり、内海地区の幼稚園、保育所の再編と跡地活用、老朽化が進んでおります社会教育施設や社会体育施設などの公共施設の見直し、内海庁舎跡地や廃校となる内海地区3小学校跡地の活用、小豆島クリーンセンター焼却炉の老朽化対策や中間処理施設の整備、さらには埋立完了後の県有地を含む草壁港周辺の活性化、また40年以上ほぼ手つかずのままとなっております池田港埋立地の活用など、多額の投資が必要となる課題を挙げれば切りがありません。小さな町の財政力では到底解決することはできません。

こうした現状を踏まえまして、次の世代の若者に過度な負担を残さないよう、今年度の予算編成方針や施政方針では、変えるべきは変える、なくすべきはなくす、挑戦すべきは果敢に挑戦するとの基本方針を掲げ、行政運営の見直しや意識改革を進めるとともに、昨年8月1日に立ち上げた20年先の小豆島をつくるプロジェクトに県内外から参画いただいております約20社をはじめとする民間企業の投資や人材を呼び込み、民間にできることは民間に委ねるべく対話を続けているところであり、具体的にご検討いただいている案件も複数ございます。

私は3年半前の選挙において、町の未来、島の未来に一直線というスローガンを掲げたのとおり、大変険しく遠い道のりではありますが、先送りすることなく、また立ち止まることなく一直線に走り切らなければこの町の未来はないと確信しており、就任から今日まで積極果敢に走り続けてまいりました。しかしながら、あまりにも多くの課題と財政的な制約がある中で、1期4年間ではまだまだ道半ばにもたどり着いていないと考えております。

私は今月末で65歳を迎えますが、まだまだ気力も体力も充実しておりますので、来春の次期町長選挙にぜひ立候補させていただき、町民の皆様の負託をいただけるならば、町政運営のかじ取り役として、不退転の覚悟を持って、町の未来、島の未来のために全力を尽くしたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 羽田議員。

○5番（羽田 満君） 力強い出馬の意向をお伺いいたしました。

立候補表明ということで捉えさせていただきます。

小豆島町にとって、町長の言われるようなのを聞きよったら、頭がパンクしそうなくらいの事業を抱えておりますけれども、ここからの4年間が今までの4年よりかもっと大事になると、正念場ということであろうかと思えます。

大江町長が2期への決意として、重点施策、何をやりたいか、何を重点に置いてるかというの十二分に分かりました。ありがとうございました。

いつも町長が言ってますように、小豆島町の未来のあるべき姿の実現に向けて、いつも言っています、時代に夢をつなぐと、持続可能なまちづくりということで、ぜひ頑張りたいと思いますが、職員も非常にえらいんやと、私は見て思っております。十分対応されてやっているんじゃないかなと思います。大いに期待をいたしております。以上です。

○議長（谷 康男君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は11時20分とします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時19分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 議案第68号 令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）

日程第5 議案第69号 令和7年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（谷 康男君） 日程第4、議案第68号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）について及び日程第5、議案第69号令和7年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は関連する案件ですので、併せて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第68号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いします額は7億3,025万5千円でございます。

補正の内容といたしましては、総務費5億7,130万1千円、民生費1,964万9千円、衛生費111万円、農林水産業費374万6千円、商工費5,777万円、土木費5,448万円、教育費2,219万9千円となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたします。

また、議案第69号介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましても、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 日程第4、議案第68号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第68号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第

2号) についてご説明申し上げます。

上程議案集の2ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億3,025万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ138億4,856万円とするものでございます。

第2条は債務負担行為の補正、第3条は地方債の補正でございます。

5ページの第2表債務負担行為補正をご覧ください。

バス車両購入費補助事業につきましては、オリーブバス車両が老朽化している中で、安全で快適な陸上交通を持続するとともに、修繕費等の抑制によってオリーブバスの経営改革を推進するため、令和8年度についても土庄町とそれぞれ1台ずつを補助する計画であります。当初予算成立後に発注した場合、車検時期が集中することから、運行管理に支障を来すことから債務負担行為を設定させていただき、速やかな発注を可能とする補正予算をお願いするものであります。

次に、第3表地方債補正をご覧ください。

まず、追加でございますが、全国瞬時警報システム更新事業につきましては、消防庁のシステム更新に合わせてJ-ALERTシステムの更新に当たり、緊急防災・減災事業債を活用するため、370万円の地方債補正を計上したものであります。

次に、変更につきましては、まずグループホーム整備事業でございますが、社会福祉法人ひまわり福祉会が進めておりますグループホーム建設におきまして、当初予算では国県補助金を差し引いた残額に対し、小豆2町で負担する予定でありましたが、国県補助金が不採択となったことから、当該金額を2町で負担するに当たりまして、過疎対策事業債を活用し、起債の発行額を1,830万円増額、限度額を7,510万円に変更するものでございます。

次に、隣保館改修事業につきましては、城山会館外壁等改修事業の施工に当たり、実施設計を行ったところ、外壁改修面積、足場等の数量等の増加により事業費が増額となることから、辺地対策事業債を活用し、起債の発行額を450万円増額、限度額を1,150万円にするものでございます。

次に、町道改良事業につきましても、小高西線改良工事の施工に当たり、実施設計を行ったところ、物価高騰をはじめ、路体盛土の購入等により工事費が増額となることから、過疎対策事業債を活用し、起債の発行額を4,300万円増額、限度額を1億6,200万円に変更するものでございます。

続きまして、補正予算の内容をご説明申し上げます。

別冊の令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）説明書の10ページ、11ページをお願いいたします。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算の財源内訳として、歳出に併せてご説明申し上げます。

2款総務費、1項6目財産管理費、10節需用費94万6千円は、国道436号線の拡幅工事に伴い、安田馬場公園のフェンス、ジャングルジム、ブランコ等を撤去する必要が生じたことから、県の移転補償金を活用し、撤去処分を実施するとともに、看板3基については工事完了後に移転する予定でございます。

次に、7目企画費、1節報酬248万5千円、3節職員手当等43万1千円、4節共済費43万3千円、7節報償費3万円、8節旅費、説明欄2、普通旅費12万円、説明欄3、会計年度任用職員費用弁償7万8千円、10節需用費、説明欄1、消耗品費24万7千円のうち4万7千円、説明欄2、燃料費2万3千円、11節役務費、説明欄2、手数料18万6千円、説明欄3、自動車損害保険料5千円、13節使用料及び賃借料、説明欄3、自動車借り上げ料9万6千円、17節備品購入費15万円、18節負担金補助及び交付金50万円につきましては、オリーブバスの運転手不足を解消するため、9月1日より1名の地域おこし協力隊員を採用し、オリーブバスへの出向によって運転手としてご活躍いただく経費を計上してございます。また、瀬戸芸の地域コーディネーターとして活躍いただいております高谷隊員が12月末をもって任期満了になることから、後任の隊員を募集し、次回瀬戸芸への取り組みと併せ、認定継続となりました日本遺産事業を兼務する隊員1名の採用経費を計上したものでございます。

なお、財源につきましては、特別交付税で措置される予定でございます。

次に、同目の8節旅費、説明欄1、費用弁償185万円、10節需用費、説明欄1、消耗品費24万7千円のうち20万円、11節役務費、説明欄1、通信運搬費21万円、12節委託料、説明欄2、スマート農業×地産地消調査研究委託料173万円、13節使用料及び賃借料、説明欄1、借り上げ料30万円、説明欄2、使用料11万円につきましては、高校生、大学生など、次世代人材の育成と関係人口のさらなる拡大を目指すとともに、スマート農業による地産地消や新商品の開発を進めるため、香川県より新たに創設されました地域活力向上のための市町等総合交付金を活用し、産官学の連携により農業の持続的発展を目指すことで地方創生の取り組みを推進するものでございます。

具体的には、取り組みの初年度に当たりましては、小豆島中央高校の探求活動で活躍さ

れている、しまのみらいプロジェクト移住チームが中心となり、地域資源や農業分布の調査、可視化するスマート農業マップの作成に取り組むほか、都市部から大学生10人程度を受入れし、高校生との合同によるフィールドワークを実施いたします。また、将来的には農産品の開発を通じてふるさと納税返礼品の拡充を目指してまいります。

なお、財源は県補助金が2分の1と一般財源でございます。

次に、12節委託料、説明欄1、副業型地域活性化起業人委託料258万1千円につきましては、民間企業の専門知識、業務経験、人脈、ノウハウ等を活用し、地域の課題解決を図るために設けられた総務省の地域活性化起業人制度を活用し、副業型の起業人1名を受け入れる費用を計上したものでございます。従事いただく業務の内容につきましては、先ほど説明いたしましたスマート農業の取り組みに対し、伴走支援をしていただくことに加えまして、森林保全等、今後の環境政策の構築に従事いただく予定でございます。

なお、財源につきましては、報償費、旅費は全額が特別交付税で措置され、事業経費は2分の1が特別交付税で措置される制度となっております。

次に、13目防災諸費、12節委託料379万5千円につきましては、地方債補正でご説明したとおり、全国瞬時警報システム、いわゆるJ-ALERTの更新を実施する費用を計上したもので、財源は緊急防災・減災事業債と一般財源でございます。

また、18節負担金補助及び交付金480万円につきましては、災害弱者の防災体制を強化するため、福祉避難所の体制整備を支援するに当たり、県の補助金を活用し、1か所当たり240万円の2件分を補助するものでございます。具体的には、サンシャイン会が実施する防災倉庫の整備による避難スペースの拡大と介護ベッドの購入、マリアの園が実施する避難スペースの間仕切りによる男女分割と蓄電池の購入に対しそれぞれ補助するもので、財源は県補助金が2分の1、残りが一般財源でございます。

次に、16目財政調整基金費、24節積立金5億5千万円は、将来の公債負担の財源を確保するため、昨年度に引き続き令和6年度の決算剰余金の2分の1程度を減債基金へ積立するもので、財源は一般財源でございます。

次に、ページをめくっていただきまして、12ページの一番上、3項1目戸籍住民基本台帳費、17節備品購入費19万5千円は、法改正により在留カードのICチップに住居地を記録する必要が生じたことから、池田窓口センターにパソコン等の端末を配備する費用を計上したもので、財源は全額国庫委託金でございます。

次に、3款民生費、1項5目障害者福祉費、18節負担金補助及び交付金1,510万9千円につきましては、こちらも地方債補正で説明したとおり、社会福祉法人ひまわり福祉会が

進めておりますグループホーム建設におきまして、当初予算では国県補助金を差し引いた残額に対し、2町で負担する予定でありましたが、国県補助金が不採択となったことから、当該金額を2町で追加負担するもので、財源は過疎対策事業債と一般財源であります。

次に、7目社会福祉施設費、12節委託料8万円と14節工事請負費446万円につきましても、こちらも地方債補正で申し上げたとおり、城山会館外壁等改修事業の施工に当たり、実施設計を行ったところ、外壁改修面積、足場等の数量等の増加により事業費が増額となることから、追加の予算をお願いするもので、財源は辺地対策事業債と一般財源でございます。

次に、4款衛生費、1項1目保健衛生費、17節備品購入費19万8千円につきましても、1歳6か月児健診とことばの聴こえの相談事業で使用しております聴力確認機器、幼・小児用オージオメータが故障したことから、更新する費用を計上したもので、財源は2分の1が国庫補助金、残りが一般財源でございます。

次に、3項水道費、1目上水道費、18節負担金補助及び交付金91万2千円につきましても、香川県広域水道企業団へ身分移管した職員1名の退職手当につきましても、退職手当事務を共同処理している香川縣市町総合事務組合から本町へ一旦返還され、同額を香川県広域水道企業団に負担金として支出する予算を計上したもので、水道企業団にあつては退職手当引当金としての会計処理がなされるものでございます。

次に、6款農林水産業費、1項9目オリーブ生産費、18節負担金補助及び交付金124万6千円は、オリーブ栽培を営む2事業者から土地基盤整備事業等の補助申請があつたことから、県補助金を活用して助成するものであり、財源は全額県支出金でございます。

次に、3項水産業費、1目水産業振興費、18節負担金補助及び交付金250万円は、池田漁業協同組合の振興に対し、例年同様に一般寄付があつたことから、同額を補助するものでございます。

次に、7款商工費、ページをめくっていただきまして、14ページの一番上でございます。

2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金5,400万円につきましても、総務省の地域経済循環創造事業補助金、いわゆるローカル10000プロジェクトの相談件数が当初予算に計上していた3件から8件へと大幅に増加しており、そのうち4件は総務省からの交付決定をいただいたところでございます。このため、新たなビジネスの立ち上げを応援し、産業の振興を図るため、迅速な対応を求められることから、全体予算で8件分程度の1億

3,900万円、当初予算との差額で5,400万円の追加予算をお願いするものであり、財源は3分の2が総務省からの国庫補助金、3分の1が一般財源でございますが、町負担分一般財源のうち、2分の1が特別交付税で措置される予定でございます。

次に、3目観光費、18節負担金補助及び交付金179万円につきましては、8月15日に開催した小豆島まつりに対し、29の企業、団体から寄付があったことから、同額を補助するものでございます。

次に、4目観光施設費、18節負担金補助及び交付金198万円は、二十四の瞳映画村の木造校舎においてシロアリ被害があったことから、外壁等の緊急修繕を実施する費用を計上したもので、財源は岬の分教場整備運営基金でございます。

次に、8款土木費、2項3目道路新設改良費、14節工事請負費4,300万円は、地方債補正でご説明したとおり、小高西線改良工事の施工に当たり、実施設計を行ったところ、物価高騰をはじめ、路体盛土の購入等により工事費が増額となることから、追加の予算をお願いするもので、財源は過疎対策事業債でございます。

次に、4項港湾費、1目港湾管理費、14節工事請負費900万円は、吉野崎港において越波、雨水等によりわだちが発生するなど、通行に支障が生じていることから、緊急のアスファルト舗装370平米を実施する工事と、三都港護岸の一部が崩壊しており、背後地が浸食されるおそれがあることから、緊急のブロック積み擁壁工事を実施するもので、財源は一般財源でございます。

次に、6項都市計画費、2目雨水公共下水道管理費、10節需用費248万円は、植松ポンプ場の流入ゲートにおいて騒音が生じているとともに、エンジンポンプのオイル漏れが発生してございます。また、片城ポンプ場の水位計が老朽化により動作不能となっていることから、それぞれ緊急修繕を実施するもので、財源は一般財源でございます。

次に、10款教育費、1項2目事務局費、8節旅費93万円は、英語教育を充実するため、当初予算では3名のALT採用予算を計上しておりましたが、それぞれの渡航費用が確定したことから、不足する旅費を計上したもので、財源はふるさとづくり基金であります。

また、18節負担金補助及び交付金492万4千円は、指定寄付を活用し、高校生海外留学の支援制度を設けておりますが、本年度はこれまでに比べて大幅増となる7名の高校生が留学を経験されたことから、不足する補助金を計上したものでございます。なお、留学先につきましては、フランス、ヴィトレが1名、イギリス、ロンドンが5名、アメリカ、ニューヨークが1名となっており、期間につきましては、フランス1名の約1年を除き、夏休みを利用した3週間程度となっております。

なお、財源につきましては、高校生海外留学支援基金でございます。

次に、2項小学校費、1目学校管理費、13節使用料及び賃借料5万3千円と17節備品購入費10万2千円につきましては、苗羽小学校へ2学期から中国籍の児童1名が転校されておりますが、日本語での会話が不自由であることから、会話のサポートをする翻訳機の購入費とアプリの使用料を計上したもので、財源はふるさとづくり基金でございます。

次に、ページをめくっていただきまして、16ページの一番上、2目教育振興費、17節備品購入費43万2千円は、理科教育の充実を図るため、国庫補助金を活用し、各小学校から希望のあった理科教材備品を購入するものであり、財源は国庫補助金が45%、残りはふるさとづくり基金でございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費、14節工事請負費1,507万円につきましては、中学校の教育環境の改善を図るとともに、電気代の低減等を図るため、普通教室、職員室、事務室の照明をLED化する工事を実施するもので、財源は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金とふるさとづくり基金でございます。

最後に、4項就学前教育費、4目保育所費、10節需用費68万8千円につきましては、内海保育所の電気式食器消毒保管機が故障したことから、緊急更新する費用を計上したもので、財源はふるさとづくり基金でございます。以上、議案第68号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。鍋谷議員。

○13番（鍋谷真由美君） 15ページの高校生海外留学支援補助金、7名って今までになく多いんですけど、これが増えた理由とか、何かあるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（谷 康男君） こども教育課長。

○こども教育課長（小野 努君） 昨年度から要件緩和させていただいておりまして、小豆島中央高校のほうで、土庄町で英語の塾に通ってる子供たちが皆さんで訪問しようということで、ロンドンのほうに大勢行かれているようでございます。

○議長（谷 康男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第68号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号令和7年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次、日程第5、議案第69号令和7年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（古郷信子君） 議案第69号令和7年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の6ページをお開きください。

第1条は、既定の額に歳入歳出それぞれ1,115万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億4,383万8千円とするものでございます。

内容につきましては、別冊の小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）説明書によりご説明いたします。

説明書の24ページ、25ページをお開きください。

初めに、歳入の補正でございます。

8款繰越金、1項1目1節前年度繰越金について、1,115万8千円の増額としております。これは、介護給付費負担金等について前年度分の精算に要する額を前年度繰越金で充当しようとするものでございます。

次に、歳出の補正でございます。

26ページ、27ページをお開きください。

5款諸支出金、1項2目22節償還金利子及び割引料について、1,115万8千円の増額としております。前年度に国、県及び社会保険診療報酬支払基金から概算で交付を受けた介護給付及び地域支援事業に係る負担金等の精算により返還すべき額を補正予算として計上するものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第69号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第69号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号令和7年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第70号 令和6年度小豆島町歳入歳出決算認定について

○議長（谷 康男君） 次、日程第6、議案第70号令和6年度小豆島町歳入歳出決算認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第70号令和6年度小豆島町歳入歳出決算認定について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計及び国保会計など5つの特別会計、並びに公営企業会計の歳入歳出決算が調製されましたので、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定を求めますのでございます。

決算の概要につきましては、それぞれ担当課長及び担当事務長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第70号令和6年度小豆島町歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

上程議案集の8ページをお願いいたします。

本件は、令和6年度小豆島町一般会計歳入歳出決算から介護保険施設事業会計まで7つの会計について、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付するものでございます。

なお、歳入歳出の詳細な内容につきましては、決算特別委員会においてそれぞれ関係課から説明があらうかと存じますので、私からは、一般会計及び5つの特別会計の決算の概要について、施策の成果の財政編によりご説明申し上げます。

一般会計の決算の状況であります。例年同様、他団体との比較や施設別経費の分析が可能な決算統計の数値を基に説明させていただきますので、一部決算書との乖離がありますことをあらかじめお断り申し上げます。

それでは、施策の成果の財政編の2ページをお開き願います。

まず、令和6年度の決算額は、歳入総額Aが142億714万5千円、歳出総額Bが130億5,252万9千円となっております。前年度と比べますと、歳入総額Aが13億4,444万4千円、率にして10.5%の増となっており、主には地方交付税、寄付金、繰入金、町債の増が要因でございます。一方、歳出総額Bにつきましては14億8,897万9千円、率にして12.9%の増となっており、主には物件費、積立金、普通建設事業費の増によるものでございます。この数値から、他会計との重複計上を避けるための各種の規模控除や、基金繰入金等の調整を行った普通会計の歳入総額Gが142億7,034万円、歳出総額Hが130億2,142万2千円となっております。

以上の結果、形式収支Iは12億4,891万8千円となり、これからJの繰越明許費の繰越財源2億268万4千円を差し引き、決算統計における実質収支Mは10億4,623万4千円の黒字となっており、この要因につきましては、ここ数年のふるさと納税寄付金が堅調であり、貴重な財源として各種の事業に活用してきたことが影響してございます。

単年度収支Nは、本年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額で、マイナス1億6,965万1千円の赤字でございます。この要因につきましては、人事院勧告による給与改定、あるいは会計年度任用職員への勤勉手当支給開始により人件費が大幅増額となり、人件費に充当した一般財源が約1億2千万円程度の増ということが大きく影響しており、財政の硬直化が進んでございます。このため、事務事業の見直しを行い、総人件費の抑制に向けた定員管理の適正化に取り組む必要がございます。

次に、財政調整基金への積立額を191万3千円を加えた実質単年度収支Rは1億6,773万8千円の赤字となっており、令和元年度以来5年ぶりの赤字決算となっております。この要因につきましても、先ほど申し上げたとおり、人件費の増加が大きく影響しており、さらにふるさと納税制度の厳格化によりまして今後の寄付額の見通しも厳しい状況が予想されることから、持続可能な財政環境の構築に向けて、さらなるスクラップ・アンド・ビルドの徹底が求められてございます。以上が一般会計決算の概況でございます。

なお、歳入歳出における主な増減理由につきましては、決算特別委員会における各課からの説明と重複すると思っておりますので、本日は省略させていただきます。

次に、6ページ、7ページの特別会計の決算状況の概要について、ごく簡単にご説明申し上げます。

特別会計は、国民健康保険事業特別会計から介護予防支援事業特別会計までの5会計でございます。

7ページの左端に記載のとおり、実質収支は収支均衡を含め全会計黒字となっております。

すが、同じページの右端に記載のとおり、前年度からの繰越金の要素を除き、積立金の処理を加えた実質単年度収支は、国保、介護保険、介護予防支援事業の特別会計で赤字となっております。

なお、特別会計の決算につきましても、決算特別委員会において担当課から詳細な説明があるかと存じますので、内容説明は省略させていただきます。

次に、8ページの財政指標でございますが、主なものにつきましてご説明申し上げます。8ページでございます。

まず、上から3行目、標準財政規模につきましては、普通交付税算定における令和6年度主要財政対策の一般財源所要額が増額され、単位費用等の増により個別算定経費及び包括算定経費が約6千万円の増となったことに加え、給与改定費対策費が新設されたことなどにより、基準財政需要額が約1億5千万円の増になったことが主な要因で、1億3,320万6千円増の58億6,810万5千円となっております。

次に、その下の財政力指数と、2行下の自主財源比率につきましては、それぞれ0.289と40.2%となっており、依然として三割自治に近い値が続いております。

次に、その下の経常収支比率であります。対前年度0.4ポイント改善し、90.2%となっております。こちらも普通交付税が増額となったことが主な要因でございます。

次に、その下の実質赤字比率から将来負担费率までの健全化判断比率につきましては、議会運営委員会において報告させていただいたとおりでございます。

次に、財政調整基金の積立金現在高であります。

令和6年度末現在高につきましては、利子相当額を積み立てたことから、対前年度191万3千円増の23億9,940万円となっており、本町発足以来、最大の額となっております。今後の人口減少による財源不足への対応をはじめ、万一の大規模災害に備えて、一定額を確保していきたいと考えてございます。

また、その下の減債基金の積立金現在高につきましては、令和5年度の決算剰余金を活用して積立てを実施したことなどから、6億353万7千円増の28億749万2千円となっております。

現在、池田地区の改良住宅の更新事業を順次進めております。また、その先には草壁地区改良住宅の建て替えにも取り組んでいく必要がございますが、財源となる公営住宅建設事業債は交付税措置のない単なる借金でございますから、将来の財政運営に極めて大きな影響が発生いたします。このため、令和6年度の決算剰余金につきましても、先ほどご議決を賜りましたが、2分の1程度の5億5千万円を減債基金へ積立てし、償還財源にした

いと考えてございますので、よろしく願い申し上げます。

次に、地方債現在高につきましては、町債の新規発行額が2億2,920万円の増になった一方で、旧内海病院の残債償還が進み、当該残高がマイナス2億3,910万5千円の減となったことなどから、対前年度1億2,731万8千円増の102億551万1千円となっております。

最後に、9ページの7、物価高騰対策関連事業費の決算状況につきまして、ごく簡単にご説明申し上げます。

個別の事業につきましては、各課から詳細な説明がなされるかと存じますが、全体の規模感を申し上げますと、物価高騰関連では2億7,946万9千円となっております。財源につきましては、おおむね国庫支出金を活用してございます。以上、決算統計の数値を基に令和6年度決算の概要をご説明申し上げます。

今後につきましても、持続可能な財政環境の構築に向けて、特定財源の確保をはじめ、施策の重点化によりまして適切な財政運営に努めなければならないと考えているところでありまして、ご理解のほどお願い申し上げます。決算状況の総括説明とさせていただきます。

○議長（谷 康男君） 介護保険施設事務長。

○介護保険施設事務長（出水安則君） 令和6年度小豆島町介護保険施設事業会計決算の概要についてご説明をさせていただきます。

別冊の小豆島町介護保険施設事業決算書の29ページをお願いいたします。

令和6年度の小豆島町介護保険施設の運営は、引き続き新型コロナウイルス等に対する基本的な感染症対策を講じて業務を遂行してまいりました。

施設の利用状況については、通所リハビリテーションの利用者が短期入所を繰り返し利用したことで、入退所日の関係で介護老人保健施設及び通所リハビリテーションともに利用者数が僅かに減少いたしました。一方、特別養護老人ホームは、病院等との入退院の連携により利用者数が増加となりました。収支状況については、介護報酬の改定により収益は改善されましたが、職員給与の引上げや、会計年度任用職員ボーナスの支給月数の引上げによる人件費の高騰で赤字決算となりました。

業務でございますが、令和6年度の老健入所の年間利用者数は9,539人、1日平均利用者数は26.1人となっております。通所の年間利用者数は4,714人で、1日平均利用者数は19.4人となっております。特養入所の年間利用者数は2万6,509人、1日平均利用者数は56.6人となっております。特養短期入所の年間利用者数は1,326人で、1日平均利用者数

は3.6人となっております。

次に、設備でございますが、備品につきましては、冷凍庫及び防災カーテンを新たに購入し、設備の更新を図っております。

続きまして、経理についてご説明いたします。

収益的収支につきましては、総収益が4億8,360万6,098円で、前年度と比べまして2,297万8,144円の増となっております。内訳といたしまして、老健の事業収益が2億1,341万3,439円で、前年度比3.99%の増、特養の事業収益が2億7,019万2,659円で、前年比5.79%の増となっております。

一方、総費用は4億8,728万1,636円で、前年度と比べまして4,631万8,523円の増となっております。内訳といたしまして、老健の事業費用が2億1,952万3,844円で、前年比14.08%の増、特養の事業費用が2億6,775万7,792円で、前年比7.74%の増となっております。

この結果、収益的収支は367万5,538円の純損失となりました。これに前年度繰越利益剰余金を合わせた当年度未処分利益剰余金は9,425万1,459円となっております。

資本的収支につきましては、資本的収入については車両売却による収入16万9,320円に対し、資本的支出は冷凍庫と防災カーテンを購入いたしましたため187万8,500円の支出となっております。収入の不足額は過年度損益勘定留保資金により補填いたしました。以上、小豆島町介護保険施設事業会計決算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をしていただきたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、本案については、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定されました。

ただいまから事務局職員が決算特別委員会委員の名簿をお配りします。

お諮りします。

ただいま設置が決定されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定されました。

ただいまから休憩を取りますので、休憩中に、ただいま決まりました決算特別委員会の委員の皆さんは、恐れ入りますが、委員会室で正副委員長の互選をお願いします。

なお、正副委員長が決まりましたら、委員長はお手数ですが、私のところまでご報告願います。

それでは、暫時休憩します。再開は13時、午後1時とします。

休憩 午後0時01分

再開 午後0時56分

○議長（谷 康男君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会を開催し、正副委員長が選任されましたので、ご報告します。

決算特別委員会の委員長に安井信之議員、副委員長に三木卓議員、以上のように決まりましたことをご報告します。

~~~~~

日程第7 議案第71号 小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第7、議案第71号小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第71号小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、育児・介護休業法の改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい職務環境を整備するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 議案第71号小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の

一部を改正する条例についてご説明いたします。

上程議案集の9ページをお願いいたします。

本条例は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表によりご説明いたします。

まず、第15条の改正は、略称規定を用いる箇所の条ずれを整理するものでございます。次のページをお願いいたします。

17条の2は、仕事と育児の両立支援制度の周知、情報提供、支援制度活用の意向確認、意向についての配慮等の勤務環境の整備について新たに定めるものでございます。

11ページの改正前の第17条の2及び第17条の3は、新たに第17条の2を追加したことに伴い、それぞれ1条ずつ繰り下げるとともに、第17条の2で略称規定が置かれた請求等について字句を整理するものでございます。

なお、附則として、この条例の施行は令和7年10月1日から施行することとし、第2項では経過措置として、子が3歳になる前の意向聴取を施行前でも行うことができることを定めるものでございます。以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第71号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号小豆島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第72号 小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例について

○議長（谷 康男君） 次、日程第8、議案第72号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第72号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方公務員育児休業法の改正に伴い、仕事と育児を両立しやすい勤務環境を整備するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 総務課長。

○総務課長（古郷 勉君） 議案第72号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

上程議案集の13ページをお願いいたします。

本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度の拡充について所要の改正をするものでございます。

新旧対照表によりご説明いたします。

第17条の改正は、部分休業をすることができない職員について、勤務時間に関する規定の削除と略称規定の削除等の整理をするものでございます。

第18条の改正は、現行の部分休業を第1号部分休業と定義するとともに、勤務時間の初めと終わりのみに取得可能としていた要件を削除するものでございます。

14、15ページの第18条の2から第18条の4は、第2号部分休業について新たに定めるもので、第2号部分休業とは、1年につき条例で定める時間の範囲内で部分休業を取得することができるというものでございます。

第18条の2は、第2号部分休業は、勤務時間に分単位の時間がある場合や、残時間に1時間未満の端数がある場合を除き、1時間単位で承認するものと定めるものでございます。

第18条の3は、第1号部分休業または第2号部分休業のいずれかを請求することができる1年の期間を4月1日から翌年の3月31日までと定めるものでございます。

第18条の4は、第2号部分休業を取得できる時間数を常勤職員は77時間30分、非常勤職員は1日の勤務時間に10を乗じて得た時間と定めるものでございます。

第18条の5は、1年の期間内で部分休業の申出内容を変更できる特別な事情について定

めるものでございます。

次のページをお願いします。

19条の改正は、字句を整理するものでございます。

第20条の改正は、部分休業の取消し事由について、第18条の5で定義した第3項変更と定めるものでございます。

なお、附則として、この条例は令和7年10月1日から施行することとし、第2項では経過措置として、施行日から令和8年3月31日までの間に部分休業を請求する場合において、第18条の4で定めた年間時間数を半分とするものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第72号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第73号 馬木バイパス管路布設工事（1工区）に係る工事請負契約
について

○議長（谷 康男君） 次、日程第9、議案第73号馬木バイパス管路布設工事（1工区）に係る工事請負契約についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第73号馬木バイパス管路布設工事（1工区）に係る工事請負契約について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、馬木バイパス管路布設工事（1工区）に係る工事請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 建設課長。

○建設課長（三木宜紀君） 議案第73号馬木バイパス管路布設工事（1工区）に係る工事請負契約について説明をいたします。

上程議案集の17ページをお願いします。

提案理由といたしましては、馬木バイパス管路布設工事（1工区）の予定価格が5千万円を超えますことから、小豆島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的です。馬木バイパス管路布設工事（1工区）。2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。3、契約の金額です。9,504万円、税込みでございます。4、契約の相手方、小豆島町片城甲44番地210の香川舗道株式会社代表取締役片山佑介でございます。

続きまして、工事概要です。

次、18ページをお願いします。

1、工事名、2、契約金額、3の落札は先ほどご説明したとおりです。

4の工期でございます。町の指定する日からとし、本議会の承認の日から令和8年3月31日まででございます。

5、工事概要です。施工延長は60メートル、管布設工といたしまして、1,100角のボックスカルバート、60メートル、仮設工で軽量鋼矢板、H鋼ぐい横矢板が記載のとおりで、雨水ますの設置、点検マンホールがそれぞれ1か所ずつとなっております。

次の19ページをお願いします。概要図になってます。

左側の図が今回の馬木バイパス管路布設区間の位置図を示しておりまして、赤の部分が今回の施工箇所、緑が来年以降の予定でございます。場所のほうですが、内海八幡神社の北側の階段の入り口、写真左側にあります、から県道坂手港線を越えてすぐの美容室の前までの延長が60メートルとなっております。

落札率は96.98%でございました。

すいません、次、18ページに戻ってください。

6の指名業者です。指名業者は、(1)株式会社トミウンから、(10)株式会社竹本組の10社となっております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第73号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号馬木バイパス管路布設工事（1工区）に係る工事請負契約については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第74号 小豆島町辺地総合整備計画の変更について

○議長（谷 康男君） 次、日程第10、議案第74号小豆島町辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 議案第74号小豆島町辺地総合整備計画の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、財政上の特別措置等を受けるため、辺地総合整備計画の変更を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷 康男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（川宿田光憲君） 議案第74号小豆島町辺地総合整備計画の変更についてご説明申し上げます。

上程議案集の20ページをお開き願います。

本件につきましては、小豆島町における辺地を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本町では、町内全域が辺地の対象となっておりますが、辺地総合整備計画につきましては、旧村単位または字単位で19辺地に区分してございます。本定例会では、公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置であります辺地対策事業債を借り入れるために、池田辺地において計画を変更するものでございます。辺地計画の変更内容をご説明申し上げます。

す。

25ページをお開き願います。

3、公共的施設の整備計画の一番下でございますが、城山会館環境改善事業の事業費と辺地対策事業債の予定額を記載のとおり増額するものでございます。増額理由につきましては、補正予算にてご説明したとおりでありますので、割愛させていただきます。以上、簡単ではございますが、辺地総合整備計画の変更につきましてのご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第74号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号小豆島町辺地総合整備計画の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（谷 康男君） 次、日程第11、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大江正彦君） 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員の藤本朋子氏から辞任届が提出されましたので、後任として入倉奈那美氏を推薦したいと考えております。

つきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（谷 康男君） 住民生活課長。

○住民生活課長（森 稔君） 人権擁護委員候補者の推薦についてということで、人権擁護委員の藤本朋子氏から一身上の都合により令和7年5月31日をもって人権擁護委員を辞任する辞任届が提出されたため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、後任として入倉奈那美氏を推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

27ページをご覧ください。

入倉奈那美氏の経歴を記載しております。

令和7年4月まで小豆島町立星城幼稚園の研修指導員として勤務して現在に至っております。他の人権擁護委員の一覧については、その下の欄に記載しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（谷 康男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

諮問第2号は適任として答申したいと思います。これにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷 康男君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については適任として答申することに決定いたしました。

本日、委員会に付託しました議案の審査報告は、9月19日の本会議にお願いします。

以上で本日の日程を終了しましたので、会議を閉じます。

次回は9月19日金曜日午後1時30分から会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後1時15分